



社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会

事前申請用

令和3年度「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金貸付制度」のご案内

～ひとり親家庭で就職活動中のお住まいでお悩みの方へ～



この貸付は、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の家賃（実費相当）を無利子でお貸しします。

●貸付の対象となる方●

次の①～⑤のすべてを

- ① 大阪府内に住民登録をしている（大阪市、堺市在住の方は除く）
- ② 児童扶養手当を受給している
- ③ 経済的援助を必要としている
- ④ 令和3年4月1日以降に母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、貸付けを受けた日以降、1年以内に「就職」または「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」をする意思がある
- ⑤ ④の就職または転職等の後、1年間引き続き就業を継続する意思がある

●貸付できる金額●

◎家賃の実費（上限4万円／月、最大12か月まで）

※1 家賃には、管理費、共益費を含みます。

※2 他の支援制度（住宅確保給付金や減免制度）などをご利用の場合は、「家賃－他の支援制度での支援額」が貸付上限となります。

●貸付利子●

◎無利子（ただし、返済時に延滞が生じた場合、延滞利息が発生します）

●償還免除●

◎現に就業していない方

貸付けを受けた日から1年以内に就職をし、就業を1年間引き続き継続したときは、借受人からの申請により、貸付金の返還が免除されます。

◎現に就業している方

貸付けを受けた日から1年以内に母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、就業を1年間継続したときは、借受人の申請により、貸付金の返還が免除されます。

●申請時面談●

◎申請の際には面談を行いますので、必ず予約の上、本人が社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に必要書類を持参して下さい（代理申請は受け付けません）

◎申請時に持参いただく必要書類（ご提出前に☑）

ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（様式第1号）

母子・父子自立支援プログラム策定証明書（様式第2号）

母子・父子自立支援プログラムの写し

児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない者は課税(所得)証明書）

ひとり親家庭住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）

世帯全員の記載のある住民票（本籍および続柄記載のもの）

1か月の家賃額が確認できる書類(契約書及び領収書等の家賃引き落とし額の分かる部分)

振込先銀行口座の分かるもの（通帳の写しなど）

住居確保給付金支給決定通知書の写し（受給している方のみ）

●返還について● （返還となった場合）

◎次のいずれかに該当する場合には、貸付金を返還していただくことになります。

①住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき（※）

②貸付終了後1年が経過したとき

③死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

また、家賃の支払額が貸付額を下回った場合には、その差額を返還していただきます。

◎貸付額を一括、月賦又は半年賦で5年以内に返還していただきます。

（※）以下のような場合は、住宅支援資金の貸付契約を解除します。

①借受人が住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとみとめられるとき

②借受人が住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

③貸付対象者でなくなったとき

④虚偽その他不正の方法により住宅支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき



■申請窓口・面接予約連絡先・お問い合わせ■

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会

大阪市東成区中道1丁目3番59号 大阪府立母子・父子福祉センター内

TEL 06-6748-0263 (月～土10時から16時 日祝休み)

☆ アクセス ☆

・JR大阪環状線

・大阪メトロ

長堀鶴見緑地線または中央線

「森ノ宮」駅下車徒歩5分



J R環状線(大阪メトロ中央線または長堀鶴見緑地線)
「森ノ宮」から中央大通り南側を東へ約140m
二つ目の交差点を右折し南へ約280m

ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 理事長 様

申請者	フリガナ				生年 月日	年 月 日生(歳)			
	氏名								
	郵便番号	フリガナ							
		住所							
	電話番号(自宅)				電話番号(携帯)				
母子・父子自立支援プログラム 策定年月日			年 月 日		児童扶養手当 受給		有 ・ 無		
払い込み先 金融機関		金融機関名				口座種別		普通 ・ 当座 ・ その他()	
		支店名				口座番号			
		口座名義				フリガナ			
生計を一にする世帯 状況	氏名		続柄	職業	生年月日	年齢	勤務先・学校名		
	1	(申請者)	本人		年 月 日				
	2				年 月 日				
	3				年 月 日				
	4				年 月 日				
	5				年 月 日				
	6				年 月 日				
貸付条件 (該当箇所に○)		①大阪府内(大阪市、堺市を除く)に住民登録をしている						はい ・ いいえ	
		②児童扶養手当の支給を受けており(同様の所得水準)、母子・父子自立支援プログラムの策定を令和3年4月1日以降かつ申請日から遡及して1年以内に受けている						はい ・ いいえ	

貸付条件 (該当箇所に○)	③経済的援助を必要としている	はい ・ いいえ
	④貸付を受けた日から1年以内に「就職」又は 「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職」等をする意思がある	はい ・ いいえ
	⑤就職または転職等の後、1年以上継続して就業する意思がある	はい ・ いいえ
貸付希望 金額及び 期間	①1か月あたりの家賃額	月 円
	②住居確保給付金受給額	月 円 (期間: 年 月～ 年 月)
	③他から援助を受けている額	月 円 (援助内容:)
	④住宅支援資金希望額 (月額	円) (④(上限 40,000 円) ≤ ① - ② - ③)
	年 月から 年 月まで (か月分)	
	計	円

■申請に当たっての同意事項

- 私(申請者を指す。以下同じ。)は、この貸付申請書の事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 私は、母子・父子自立支援プログラムに基づき、母子父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、自立に向けて意欲的に取り組み、安定した生活が継続できるよう努めます。
- 私は、本資金の関係法令および実施要綱等に従います。
- 私は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。
- 私は、貸付が決定した後、転居や就職または転職など、状況に変化があった場合は、速やかに社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に届け出します。
- 私は、住宅支援資金を返還しなければならないときは、理事長が定める期間内にひとり親家庭住宅支援資金返還計画書を提出し、理事長が定める金額を別に定める期間内に返還します。
- 私は、就労等の必要な情報を把握するため、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が私および母子・父子自立支援プログラム策定員等に報告を求めることに同意します。

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

同意事項の内容に同意のうえ、申請書のとおり住宅支援資金の貸付けを受けたく申請します。

年 月 日

貸付申請者(自署)

■申請書に添付する書類

- 1 母子・父子自立支援プログラム策定証明書(様式第2号)及び母子・父子自立支援プログラムの写し
- 2 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給していない者は課税(所得)証明書)
- 3 ひとり親家庭住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第3号)
- 4 世帯全員の記載のある住民票(本籍および続柄記載のもの)
- 5 1か月の家賃額が確認できる書類(契約書及び領収書等の家賃引き落とし額が分かる部分)
- 6 振込先銀行口座の分かるもの(通帳の写し等)
- 7 住居確保給付金支給決定通知書の写し(受給している方)
- 8 その他理事長が必要と認める書類

様式第1号

ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 理事長 様

申請者	フリガナ	ボシレン ハナコ		生年	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日生	
	氏名	母子連 花子		月日	(〇〇 歳)	
	郵便番号	フリガナ	オオサカフ 〇〇シ 〇〇チョウ 1-2-3			
		住所	大阪府 〇〇市 〇〇町 1-2-3			
	電話番号(自宅)	123-456-7890		電話番号(携帯)	080-123-4567	
母子・父子自立支援プログラム 策定年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日			児童扶養手当 受給	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
払い込み先 金融機関	金融機関名	〇〇銀行		口座種別	<input checked="" type="radio"/> 普通 ・ 当座 ・ その他()	
	支店名	××支店		口座番号	0123456	
	口座名義	母子連 花子		フリガナ	ボシレン ハナコ	
生計を一にする世帯 状況	氏名	続柄	職業	生年月日	年齢	勤務先・学校名
	1 (申請者) 母子連 花子	本人	事務	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	㈱〇〇事務所
	2 母子連 太郎	子	小学生	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	〇〇小学校
	3 母子連 咲子	子	園児	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇	××保育園
	4			年 月 日		
	5			年 月 日		
6			年 月 日			
貸付条件 (該当箇所に○)	①大阪府内(大阪市、堺市を除く)に住民登録をしている					<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
	②児童扶養手当の支給を受けており(同様の所得水準)、母子・父子自立支援プログラムの策定を令和3年4月1日以降かつ申請日から遡及して1年以内に受けている					<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ

貸付条件 (該当箇所に○)	③経済的援助を必要としている ○はい ・ いいえ ④貸付を受けた日から1年以内に「就職」又は ○はい ・ いいえ 「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職」をする意思がある ⑤就職または転職後、1年以上継続して就業する意思がある ○はい ・ いいえ
貸付希望 金額及び 機関	①1か月あたりの家賃額 月 70,000円 ②住居確保給付金受給額 月 0円 (期間: 年 月～ 年 月) ③他から援助を受けている額 月 0円 (援助内容:) ④住宅支援資金希望額 (月額 40,000円) (④(上限 40,000円) ≤ ①－②－③) <div style="text-align: right;">○○年 ○○月から ○○年 ○○月まで (12か月分)</div> <div style="text-align: right;">計 480,000円</div>

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

- 1 申請者は、この貸付申請書の事項が真実かつ正確であることを保証します。
- 2 申請者は、母子・父子自立支援プログラムを受け、これに基づき自立に向けて意欲的に取り組むことを保証します。
- 3 申請者は、本資金の関係法令および要綱等に従います。
- 4 申請者は、貸付申請書の記載事項および添付書類の真実確認を行うことに同意します。
- 5 申請者は、貸付が決定した後、申請者の状況に変化があった場合は、すぐに社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に届け出します。
- 6 申請者は、住宅支援資金を返還しなければならないときは、理事長が定める期間内にひとり親家庭住宅支援資金返還計画書を提出します。
- 7 申請者は、就労等の必要な情報を把握するため、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が母子・父子自立支援プログラム策定員等および申請者に報告を求めることに同意します。

■申請に当たっての留意ならびに同意事項

同意事項に同意のうえ、申請書のとおり住宅支援資金の貸し付けを受けたく申請します。

○○年 ○○月 ○○日

貸付申請者(自署) **母子連 花子**

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
母子・父子自立支援プログラム策定 証明書

母子・父子自立支援プログラムについて以下の内容を含めて申請したことを証明願います

現在 無職 ・ 就業中

【就業中の場合】

↓

雇用形態 … 正社員 ・ 契約社員 ・ 派遣 ・ アルバイト ・ パート

希望 就職 ・ 転職

雇用形態 … 正社員 ・ 契約社員 ・ 派遣 ・ アルバイト ・ パート

チェック

①経済的援助を必要としている。

②貸付を受けた日から1年以内に「就職」又は「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職」等をする意思がある。

③就職または転職等の後、1年以上継続して就業する意思がある。

申請日 年 月 日 申請者氏名：

母子・父子自立支援プログラム策定について下記の内容を確認しました
記

チェック

①経済的援助を必要としている。

②貸付を受けた日から1年以内に「就職」又は「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職」等をする意思がある。

③就職または転職等の後、1年以上継続して就業する意思がある。

プログラム策定日 年 月 日

証明日 年 月 日 策定機関名：

※母子・父子自立支援プログラムの写しを提出ください。

個人情報の取扱い同意書

1. 個人情報の利用目的

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会（以下、「本会」という。）ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用致します。

2. 個人情報の取得について

本事業に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適応かつ適正な方法により取得するものとします。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の事業担当者により利用します。ただし、本事業の目的を達成するために必要な関係機関（大阪府（以下「府」という。）内及び府外の行政機関、子ども家庭センター、業務従事先事業所等）と個人情報を共有することがあります。

4. 第三者への提供の制限について

本会は本人の同意なく、第三者へ提供することは致しません。

ただし、下記のような場合は、本人の同意なく第三者へ提供することがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

5. 個人情報の管理について

本事業において取得した個人情報は、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

6. 個人情報の本人への開示について

本人であることを確認し、個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、妥当な範囲でこれに適切に応じます。

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 理事長 様

以上のとおり、本事業における個人情報の取扱いについて同意します。

年 月 日

申請者氏名（自署） _____

ひとり親家庭住宅支援資金のフローチャート

